

daily コラム

2026 年 5 月 26 日 (火)

〒308-0842 茨城県筑西市一本松 624-3

税理士法人和敬会筑西事務所 TEL 0296-22-3689 FAX 0296-25-0627

Email tfc@wakei-kai.com

判定表兼計算書を使って

適用判定表 兼 税額計算書

ミニマムTAX申告元年用に、この特例に関する「適用判定表 兼 税額計算書」が公表されていて、この書類で、適用対象になるか否かの判定と、適用の場合の増加税額の計算と、をすることとしています。

「適用判定表」

「適用判定表」においては、申告不要の制度の適用の有無にかかわらず、それらの適用をしない金額の記載が強制されており、一方で、繰越控除や特別控除の金額は、適用した後の金額とされています。なお、NISAなどの非課税所得と、利子所得は、含めることを強制される対象から除外されています。

ここで求めるものが「基準所得金額」で、この金額が 3.3 億円以下だったら、ミニマムTAX適用外です。

「税額計算書」の上部

適用対象になると、「税額計算書」の部分の記載をすることになります。ここでは、まず、3.3 億円超額に対する 22.5%の税額を算定します。

次に、申告予定の復興税込みの税額欄の金額を記載し、その次は、申告不要とした所得に係る復興税込みの所得税の源泉徴収

額を記載します。それから、この 2 つの計を仮の基準所得税額と記載し、この金額と 3.3 億円超額の 22.5%との差を、仮のミニマムTAXとして記載します。

この最後の金額がマイナスだと、実質的には、適用対象外ということになります。

「税額計算書」の下部

まず、申告不要の所得もすべて記載して計算した所得税（災害減免欄の前の欄）を計算書に移記し、次いで、それに対する復興税 2.1%を記載し、その次にその合計（復興税込み所得税）を記載します。

この金額と、3.3 億円超額の 22.5%との差が、本物のミニマムTAXとしてその次の記載で、最後に、先ほどの下部最上段の所得税と本物のミニマムTAXとの合計を書きます。これを、申告書の復興税計算前の欄に転記します。増加税額を書く特別な欄はありません。

申告不要選択と復興税が厄介

申告不要を選択していると、申告書と税額計算書との、行ったり来たりが、多くなります。実質的には、申告不要は廃止されているような状況です。

22.5%は、最高税率 45%の半分ですが、復興特別税込みの税額と扱われています。



申告不要所得を含めて税額計算するために、所得控除の適用要件の合計所得金額が増加し、医療費控除、配偶者控除、基礎控除等々の金額が変わる場合があります。